

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金の額を改める等のため、本条例を制定するものであります。

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日立市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

第17条の12中「20万円」を「22万円」に改める。

第21条第1項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の日立市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の2第1項の規定は、出産の日が令和5年4月1日以後である国民健康保険の被保険者及び被保険者であった者について適用し、出産の日が同日前である被保険者及び被保険者であった者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第17条の12並びに第21条第1項第3号及び同条第3項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参 考

改 正 要 旨

1 出産育児一時金の額の引上げ

出産育児一時金の額を次のとおりとすることとした。

区分	改正前	改正後
出産育児一時金	40万8千円	48万8千円
加算額	1万2千円	1万2千円
合計額	42万円	50万円

※ 加算額

被保険者が産科医療補償制度に加入している病院等で分娩した際に支給する額

2 保険料の賦課限度額の引上げ

後期高齢者支援金等賦課限度額を20万円から22万円に引き上げることとした。

3 保険料の軽減措置の拡充

2割軽減の対象となる世帯の判定に係る総所得金額等の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を52万円から53.5万円に引き上げることとした。

軽減措置	世帯の前年の総所得金額等	
	改正前	改正後
2割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + <u>52万円</u> × (世帯の被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + <u>53.5万円</u> × (世帯の被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

